

【別紙 1 - 3】

改正前の障害児の調査項目（5領域11項目）

	項目	区分	判断基準	
①	食事	・全介助	全面的に介助を要する。	
		・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。	
		・介助なし		
②	排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。	
		・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。	
		・介助なし		
③	入浴	・全介助	全面的に介助を要する。	
		・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。	
		・介助なし		
④	移動	・全介助	全面的に介助を要する。	
		・一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。	
		・介助なし		
⑤	行動障害および精神症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・ 週に1回以上の支援や配慮等が必要 	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。	
				(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。
				(2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）。
				(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。
				(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。
				(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。
(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の				

		過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。		
		(7) 学習障害のため、読み書きが困難。		

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。